

小田原市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 19 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市条例第 38 号

小田原市営住宅条例の一部を改正する条例

小田原市営住宅条例（平成 9 年小田原市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 市の発行する広報紙

第 14 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 15 条第 1 項中「次条第 3 項」を「次条第 4 項」に、「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改め、同条第 2 項中「場合」の次に「（次条第 3 項の規定に該当する場合を除く。）」を加え、「請求を」を「報告の請求を」に改める。

第 16 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「申告」の次に「又は前項の規定による収入の把握」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者（省令第 8 条各号に掲げる者に限る。）が第 1 項の規定による収入の申告をすること及び第 60 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、省令第 9 条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。

第 31 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条第 1 項中「第 16 条第 3 項」を「第 16 条第 4 項」に改める。

第 41 条及び第 42 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。